



# 相 続

## 手続きガイド

～安心して手続きを進めるために～



## 目次

相続手続きガイドについて	2
1 相続とは	2
2 相続手続きの流れ	3
3 相続の種類	7
4 不動産の取り扱い	8
5 税金と相続	11
6 生前相続準備	12
7 おひとりさまの相続	15
8 「遺贈寄付」と「相続寄付」について	15
最後に	16
主な相談先一覧	17
区民相談窓口のご案内	18
お問い合わせ先について	19



## 相続手続きガイドについて

人生には様々な出来事が訪れますが、その中でも「相続」は一つの重要な節目です。

遺産や財産を残された人に引き継ぐことは、最期の贈り物といえるでしょう。

本冊子は、将来の相続に向けて準備をする際に役立つように、また、残されたご遺族の方が相続手続きを円滑に進められるよう情報や手続きについてわかりやすくご案内しています。

残念ながら、相続では揉め事や認知症・行方不明者等、トラブルが発生するケースも多いと言われています。

残された大切な人達がスムーズに、円滑に相続を終えるためには、事前の準備が大切です。

本冊子が皆様の相続準備、相続手続きにお役立ていただけることを心より願っております。

### 専門家への相談について

さまざまな専門家が相続の相談を行っています。

弁護士

税理士

司法書士

行政書士

土地家屋調査士

まずは、身近な専門家に相談することもおすすめです。

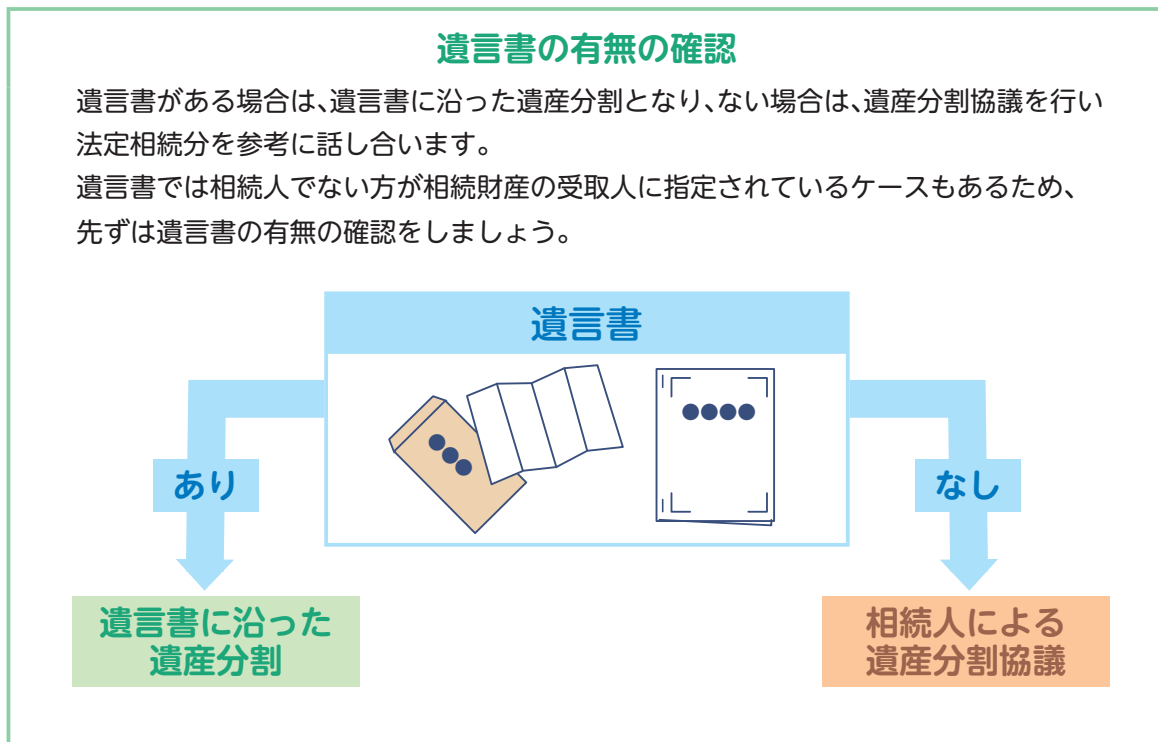
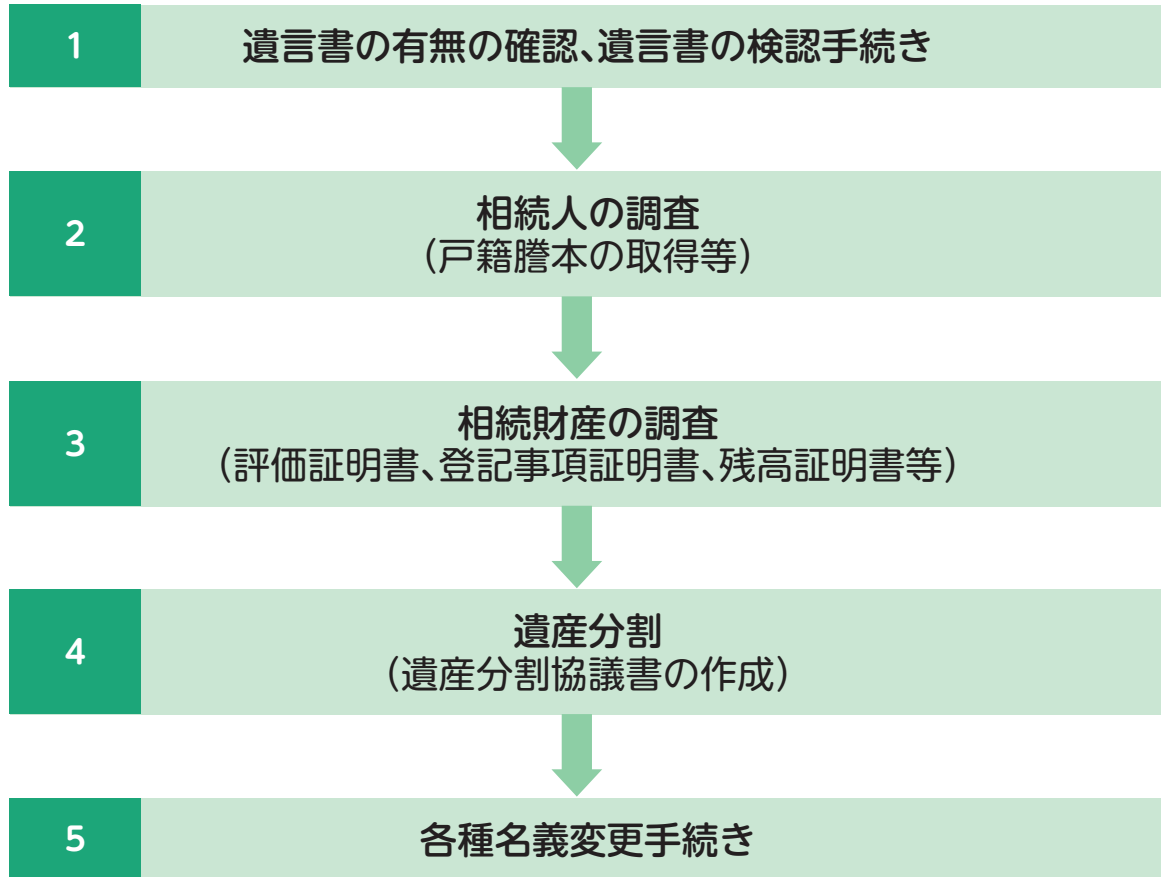
## 1. 相続とは

相続とは、被相続人の死亡により、その残された財産(相続財産)を法律で指定された相続人が承継することを言います。

相続は死亡を理由として発生しますが、自動的に相続人へ名義が変わるわけではなく、様々な過程を踏まなければなりません。その一連の流れを相続手続きと言います。

## 2.相続手続きの流れ

相続手続きは主に以下の流れで行われます。



## 相続人の調査

相続では民法により、相続財産を承継する相続人が定められています。それを「法定相続人」と呼びます。

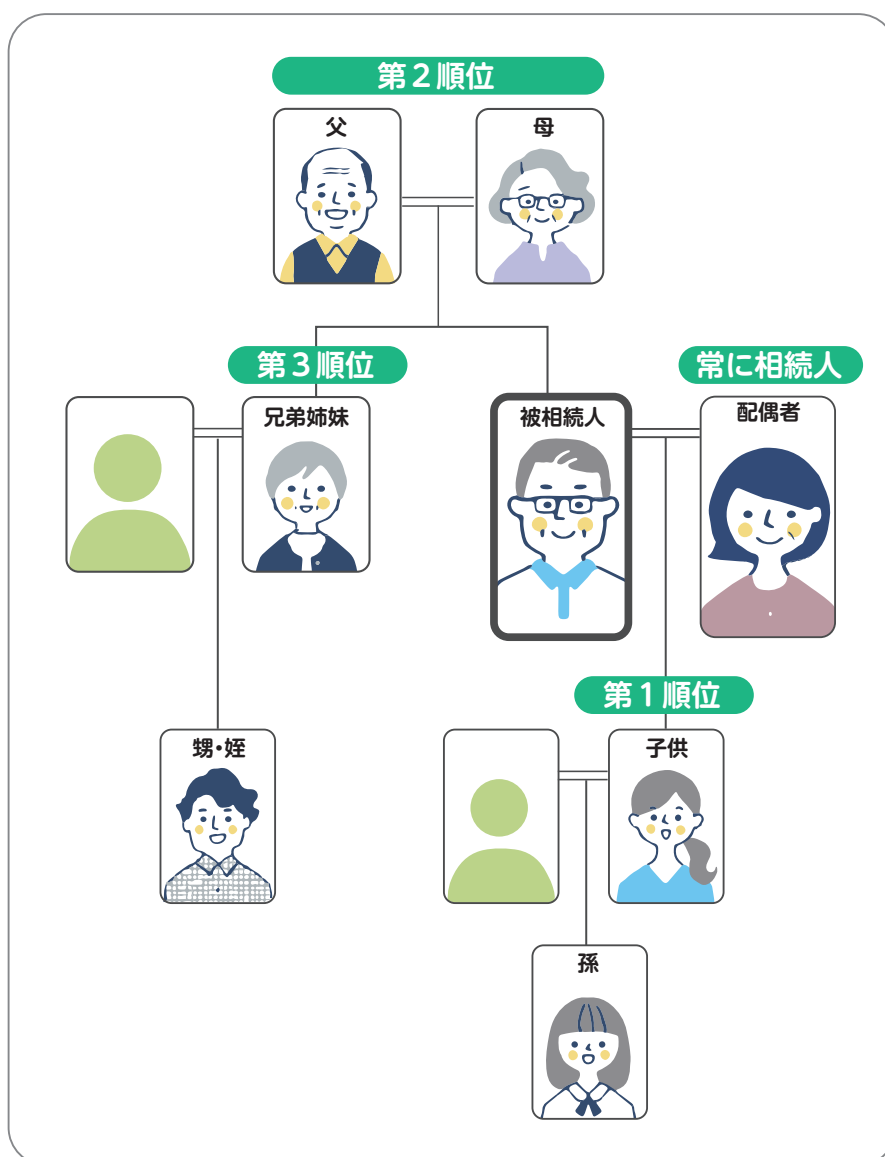
法定相続人には順位が指定されており、存命の一番順位が高い方が法定相続人となります。遺言書を作成していなかった場合は、この法定相続人全員で遺産の分け方を協議します。また、遺産分割協議は、相続順位に基づく法定相続分を参考に進めることとなります。

法定相続人の調査は、故人様の出生から死亡までの戸籍謄本をたどり、確認することとなります。

※戸籍謄本については、区のホームページをご覧ください。



## 「法定相続人」をしっかりと確認しましょう



### 常に相続人

#### 配偶者

(法律上の配偶者に限る)

### 第1順位

#### 子供

(故人の場合は孫。  
孫も故人の場合はひ孫)

### 第2順位

#### 親

(故人の場合は祖父母など)

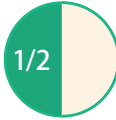


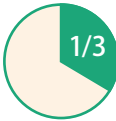
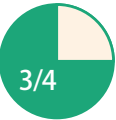
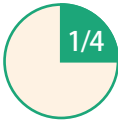




### 第3順位

#### 兄弟姉妹

(故人の場合は甥や姪)

## 法定相続分 相続人のケース別計算例

例えば、相続人が配偶者と子の場合には配偶者が遺産の2分の1、残りを子の人数で分けます。配偶者と両親の場合には配偶者が遺産の3分の2を相続します。割合は以下の通りです。

相続人のケース	配偶者 (必ず相続人)	子供 (第1順位)	親 (第2順位)	兄弟姉妹 (第3順位)
配偶者・子供	2分の1  1/2	2分の1  1/2	—	—
配偶者・親	3分の2  2/3	—	3分の1  1/3	—
配偶者・兄弟姉妹	4分の3  3/4	—	—	4分の1  1/4
配偶者のみ	全部  1/1	—	—	—
子供のみ	—	全部  1/1	—	—
親のみ	—	—	全部  1/1	—
兄弟姉妹のみ	—	—	—	全部  1/1

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 相続財産とは

誰がどれだけ相続するのか、まずは相続財産調査をして故人の遺産がどれだけあるのかをきちんと把握しておくことが重要です。

近年ではエンディングノート<sup>\*</sup>も多く発行されていますので、相続人が調査をしやすいよう活用するのもいいでしょう。

※足立区作成のエンディングノートは、区のホームページをご覧ください。



## 相続財産の種類

財産	● 現金・預貯金	● 自動車	
	● 株式	● 絵画・美術品	● 不動産 など
負債	● 借入金	● 保証債務	● 生前の未払い家賃 など



負債も相続対象となりますのでご注意ください

## 主な財産の調査方法

預貯金	取引先金融機関に照会
不動産	売買契約書や登記簿謄本、固定資産税納税通知書などで確認
株式	取引先証券会社に照会

## 遺産分割協議

相続人と相続財産の調査が完了した後に、遺言書がなかった場合は、相続財産（遺産）の分け方を全員で協議する必要があります。それが遺産分割協議です。

相続人の中に未成年や認知症、行方不明の方等がいる場合には、家庭裁判所での必要な手続きを経る必要があります。

また、分け方が決まった後は、そちらの内容を書面として残すことができます。その書面の名称を遺産分割協議書と言います。相続の手続きの中には、遺産分割協議書の提出を求められるものもあります。

## 3.相続の種類

### 相続手続きの3つの種類

相続財産の調査が完了した後、マイナスの財産等があり、法定相続人の中には、相続財産を受け取りたくないという方が出てくる場合もあります。そういった方のため、相続財産の受取りを放棄または限定することもできます。

相続財産の受取り方に関しては、主に以下の3種類があります。

#### 単純承認

被相続人（亡くなった方）のすべての相続財産を相続します。

マイナスの財産がある場合は、相続人が債務の弁済をしなければなりません。

#### 申立方法

自己のために相続の開始があったことを知った時を起算とし、そこから**3ヶ月以内**に限定承認または相続放棄の手続きをしない場合、自動的に単純承認となります。また、相続財産の処分をした場合は3ヶ月以内であっても単純承認をしたとみなされるケースもあります。

#### 限定承認

プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を支払っていく相続の方法です。調査などのためにかかりの時間がかかります。

#### 申立方法

必要書類を家庭裁判所に提出します。相続人全員での手続きが必要です。

#### 相続放棄

一切の相続財産を相続せず放棄します。

#### 申立方法

必要書類を家庭裁判所に提出します。各相続人が個別で手続き可能です。

## 4.不動産の取り扱い

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。

### 相続登記の流れ

#### 1 必要書類を収集／作成

登記申請をするときは必要書類を集めなくてはなりません。転籍や婚姻などをされている場合、除籍謄本や改製原戸籍を取得する必要があります。手続きが煩雑になる場合、司法書士に依頼するとよいかもしれません。

※戸籍の証明書については、区のホームページをご覧ください。



#### 2 登記申請

登記申請書やその他の必要書類の準備が整ったら、不動産の所在地を管轄する法務局に登記申請を行います。

登記申請は以下の方法があります。

窓口申請

郵送申請

オンライン申請

### 空き家の相続

近年、少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家数の増加が社会問題となっています。

空家対策特別措置法では倒壊の危険や周辺環境の悪化につながる可能性のある空き家を「特定空家」とし、税金の優遇を受けられなくなります。

令和5年には、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする『相続土地国庫帰属制度』がスタートしました。

※ 相続土地国庫帰属制度は、建物がある状態では利用できません。



空き家の発生原因の半分以上が相続です。

**誰が相続するのか？ 相続後は誰が住むのか？ 売するのか貸すのか？  
それとも解体するのか？** など、関係者で事前に話し合っておくことが重要です。

令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記の申請が義務化されました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、未登記のものは義務化の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	<b>戸籍関係書類の取得</b> 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	<b>遺産分割協議・協議書の作成</b> 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	<b>登記申請書の作成</b> 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	<b>登記申請書の提出</b> 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	<b>登記完了</b> 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 問い合わせ先について、19ページをご覧ください。

## ポイント！

- 所有者不明土地の解消に向けた新ルールを法務省がマンガで解説しています。詳しくお知りになりたい方は、参考に見てみてください。



(不動産・相続に関するルール)  
出典：法務省ホームページ

- 相続登記の申請方法について、法務省がハンドブックを公表しています。御自身で相続登記をしたいと思う方は、参考に見てみてください。



登記手続ハンドブック(遺産分割協議編)  
出典：法務局ホームページ

- 自筆証書遺言書保管制度について、法務省がパンフレットを公表しています。法務局に遺言書を預けたいと思う方は、参考に見てみてください。



自筆証書遺言書保管制度のご案内  
出典：法務局ホームページ

## 5.税金と相続

### 相続税の申告が必要な人

財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

#### 遺産に係る基礎控除額

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

#### 例えば・・・

相続人が3名の場合は

$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3) = 4,800\text{万円}$ となり、4,800万円が基礎控除額となり、遺産の合計がこの4,800万円を越える場合には相続税の申告が必要となります。

### 相続税の申告手続き

相続税の申告手続きは、下記の1～2を相続開始の翌日から10ヶ月以内に完了しなければなりません。

1 相続税申告書等必要書類一式を被相続人の住所地を管轄する税務署に提出

2 相続税の納税

納税金額は基礎控除額を越えた分に対して、以下の税率を基に計算されます。

法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

## 6.生前相続準備

### 遺言書について


相続時の遺産分割をめぐるトラブルを防ぐために、民法上で法的効力を持つ遺言書を残し、自分の意思を伝えることが重要です。

遺産相続では、「法定相続よりも遺言による相続が優先される」という大前提があり、遺言書によって自身の意思を明確に伝えることによって、相続トラブルを未然に防ぐことができます。

### 遺言書の種類・書き方・作成方法

遺言書は、「自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言」の3種類があります。

それぞれの書き方、作成方法と求められる要件を簡単にまとめると、次のようになります。形式的な要件を満たしていない遺言書は無効となります。また、内容によって効力を持たない遺言書もあります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	<p>本人が全文を自筆で書く。財産目録はパソコンで作成したもの、不動産の登記証明書の写し、預貯金の通帳のコピーを添付でもOK</p> 	<p>公証役場で証人2人以上の立ち会いのもと、遺言者が公証人に遺言内容を口述して作成する。</p> <p>公正証書遺言書は、公証役場で保管する。障がいや病気などで文字の書けない人でも作成できる。</p>	<p>本文は代筆、パソコン作成でも可能。ただし、署名は自筆に限る。作成日と押印も必須。作成した遺言書を封筒に入れ、遺言書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印する。</p> <p>公証役場で証人2人以上の立ち会いのもと、公証人に提出し、秘密証書遺言を作成した事実を記録する(遺言書は本人が持ち帰って保管する)。</p>
求められる要件	<p>すべての用紙に作成日、氏名を自筆で書き、押印する。</p> <p>相続開始(死亡)後は原則として、家庭裁判所の検認(遺言書の状態確認)を経て開封する。</p> <p>自筆証書遺言書保管制度(自筆証書遺言書とその画像データを法務局で保管する制度)を利用していた場合は検認不要。</p>	<p>証人は</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・[未成年ではない]、</li><li>・[推定相続人、およびその配偶者と直系血族ではない]などの一定の要件を満たした人に限られる。</li></ul> <p>死後の家庭裁判所での検認は必要ない。聴覚や言語機能に障がいのある人は、筆談でも可能</p>	<p>証人は</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・[未成年ではない]、</li><li>・[推定相続人、およびその配偶者と直系血族ではない]などの一定の要件を満たした人に限られる。</li></ul> <p>相続開始(死亡)後は原則として、家庭裁判所の検認(遺言書の状態確認)を経て開封する。</p>

## 遺言書の効力

遺言書は、相続トラブルの可能性を最低限に抑えるだけでなく、相続の手続きをスムーズに進めることにも役立ちます。

とはいえ、「遺言書さえあれば、すべてが丸く収まる」というわけではありません。遺言書には「できないこと」もあります。

近年では円滑な資産継承のために『家族信託』を利用するケースも増えていきます。遺言の効力についてよく理解して、相続がスムーズに進むよう準備を進めることが大切です。

	できること	できないこと
相続分の指定	それぞれの相続人の相続分の指定。法定相続人以外への相続も可能。	法定相続人全員の同意がある場合、遺言に従わなくてもよい。遺留分侵害額請求は認められる。
遺産分割方法の指定	遺産の分割方法を指定可能。	法定相続人全員の同意がある場合、遺言に従わなくてもよい。
遺産分割の禁止	土地、不動産等の売却を禁止できる。	効力は相続開始から5年以内だけ。
負担付遺贈	相続人に対しても、相続権を持たない人や法人にも条件付きで遺産を譲ることができる。  ※ペットの世話をしてくれるかわりに毎月〇万円を与えるなど	受遺者は遺贈を放棄することもできる。
遺言執行者	遺言の執行者を指定できる。	遺言執行人は断ることもできる。
子供の認知	婚外子の認知、財産の相続ができる。	婚姻や養子縁組に関することには法的効力はない。
相続人の廃除	問題のある相続人を除外できる。	廃除理由によっては認められないケースもある。
保険金受取人の指定と変更	保険金の受取人を変更できる。	実際の受取人の変更手続きは、遺言者の死後、保険会社に通知して行われるため、遺言執行人を指定しておいた方がよい。

※上記は例の一部です

## 家族信託について

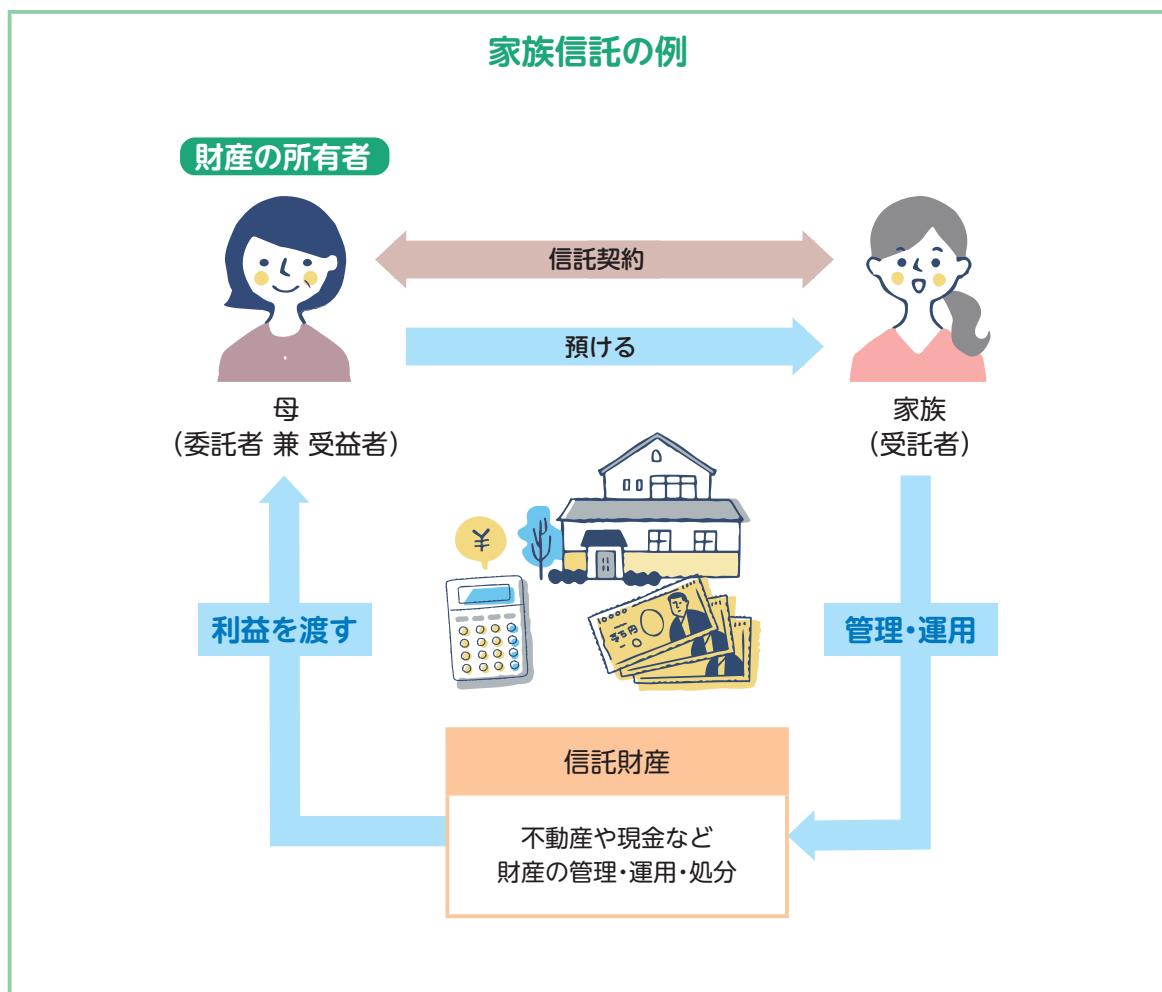
家族信託とは、家族による財産管理の一つです。

自身の財産の権利をあらかじめ信用できる家族に委託することにより、自身が認知症等により財産管理や運用ができなくなった場合も、その家族に運用してもらうことが可能となります。

例としては、生活費や施設利用費の引き出しや不動産の処分の権利等を委託することができます。

家族信託は認知症の対策等自身が存命中の管理のために用いられることも多いですが、自身が死亡し、相続が発生した際に権利の承継者の指定ができる等、相続の側面からも活用が可能な制度となっています。

家族信託では、財産の権利を委託する委託者、財産の権利を受託し運用をする受託者、受託者が運用した財産から出た利益を受け取る受益者を指定し委託する権利等をまとめ信託契約書を作成することにより信託が開始されます。



## 7.おひとりさまの相続

おひとりさまとは、一般的に同居する家族がいない人のことを指します。自分らしい生活を続けつつも、万が一の時に備え、自身の財産管理や死後の事前準備をしておくことで相続発生時のトラブルを避けることができます。



### 主な対策

対象者 同居する家族がいない人

見守りサービス	主に訪問型とカメラ型があり、現在、セキュリティ会社や郵便局等様々な企業がサービスを提供しています。
任意後見人の指定	自身の判断能力が衰えることに備え、あらかじめ自身の信頼できる方（親族や士業等の専門家）を万が一の時の財産管理人として指定できる制度です。事前に任意後見契約を結ぶ必要があります。
死後事務委任	自身が亡くなった際、予め葬儀や埋葬等諸々の手続きをしてもらえる方を指定できる制度です。事前に死後事務委任契約を結ぶ必要があります。
遺言書の作成	自身が亡くなった際、残った財産をどなたにどのような配分で渡すかを予め指定できる制度です。事前に遺言書の作成が必要となります。

## 8.「遺贈寄付」と「相続寄付」について

### 遺贈寄付

遺言書に基づき、亡くなった後に財産を慈善団体や自治体に寄付することです。寄付者は生前に寄付先や用途を指定することができ、地域社会や公益活動に財産を役立てることができます。遺贈寄付は、相続税の非課税対象になることが多く、社会貢献と節税効果を両立させられます。

## 相続寄付

相続した財産の一部または全部を自分の意思で寄付することです。  
相続人が寄付先や寄付額を決定し、慈善団体や自治体に財産を提供します。  
相続寄付も、一定の条件下で相続税の節税効果があり、相続した財産を社会に還元する手段として利用されます。

どちらも、個人や家族の財産を社会貢献のために活用できる手段であり、寄付を検討する際には、慈善団体や自治体と事前に相談し、適切な手続きを確認することが重要です。また、法律や税制に関する専門家の助言を受けることで、安心して寄付を進めることができます。



## 最後に

相続手続きは相続人全員の同意をもって進めなければならない、様々な事由(協議の不一致、認知症や行方不明の相続人がいる等)により、円滑に進められないことも多々あります。

生前に遺言書や家族信託などの準備を整えることで、遺族の負担を軽減できるケースは多く見受けられます。そのため、しっかりとした準備を進められることを推奨いたします。

### 専門家への相談について

さまざまな専門家が相続の相談を行っています。

弁護士

税理士

司法書士

行政書士

土地家屋調査士

まずは、身近な専門家に相談することもおすすめです。

## 主な相談先一覧

相談内容	司法書士	税理士	弁護士	行政書士	土地家屋調査士
遺言書の検認	○		○		
相続人・相続財産の調査	○	○	○	○	
遺産分割協議書の作成	○	○	○	○	
相続放棄の申し立て	○		○		
未登記建物の登記や 分筆登記	○ ※1				○ ※2
相続不動産の 名義変更や相続登記	○				
相続税の申告		○			
相続トラブルの代理交渉			○		

※1 権利に関する登記(所有権移転、相続登記など)を担当

※2 土地の物理的な状況に関する登記(土地建物の調査、測量など)を担当

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 区民相談窓口のご案内

弁護士や税理士など専門家による相続等に関する無料相談窓口を設けております。  
**足立区在住・在勤・在学の方がご利用できます。**一般相談以外は事前予約制です。詳しくは以下をご確認ください。

【予約受付電話】 03-3880-5359

【予約受付窓口】 区民の声相談課相談係（足立区役所北館2階）

【予約受付時間】 平日午前8時30分から午後5時15分

令和8年4月1日現在




相談内容	相談員	場所	相談日	相談時間
一般相談 ※相続手続きなどの一般的な相談	行政書士・ 区相談員	区民の声相談課窓口 ※簡単な相談は電話可	月～金曜日	午前9時～午後4時 【30分以内】
法律相談【予約制】 ※相続などの法律問題	弁護士	区民の声相談課窓口	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時 【40分以内】
			第4日曜日 (休日開庁日)	午前9時～正午 午後1時～4時 【40分以内】
		北千住パブリック 法律事務所	第2土曜日	午前9時30分～ 午後0時30分 【40分以内】
社会保険・労務相談【予約制】 ※年金などに関する相談	社会保険労務士	区民の声相談課窓口	第3火曜日	午後1時～4時 【25分以内】
相続・登記相談【予約制】 ※不動産の相続などによる 登記に関する相談。 土地建物の調査、測量 に関する調査。	司法書士・土地 家屋調査士	区民の声相談課窓口	第2水曜日	午後1時～4時 【30分以内】
税務相談【予約制】 ※相続税などの税金に 関する相談	税理士	区民の声相談課窓口	第1・第3 金曜日	午後1時～5時 【25分以内】

### 【注意事項】

- ※いずれも、祝日・年末年始を除きます。
- ※法律相談について
  - ・第2土曜日、第4日曜日(休日開庁日)の相談の翌月曜日の午後はお休みになります。
  - ・第2土曜日、第4日曜日(休日開庁日)の予約は2週間前から可能です。
- ※相続・登記相談について
  - 予約は実施日の1ヶ月前から可能です。
- ※税務相談について
  - 予約は実施日の前月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)から可能です。

## お問い合わせ先について

### 官公庁

<p>法務局・地方法務局</p>	<p><input type="checkbox"/> 各法務局のホームページ (登記手続の案内(予約制)等)</p> <p><input type="checkbox"/> 東京法務局登記電話案内室 <b>☎ 03-5318-0261</b></p>	
<p>家庭裁判所</p>	<p><input type="checkbox"/> 東京家庭裁判所のホームページ (限定承認や相続放棄)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>☎ 03-3502-8331</b></p>	
<p>税務署</p>	<p><input type="checkbox"/> 国税庁のホームページ(相続税)</p> <p><input type="checkbox"/> 足立税務署 <b>☎ 03-3870-8911</b></p> <p><input type="checkbox"/> 西新井税務署 <b>☎ 03-3840-1111</b></p>	

### 専門資格者

<p>弁護士</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本弁護士連合会の ホームページ(法律相談)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>☎ 03-3580-9841</b></p>	
<p>司法書士</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本司法書士会連合会の ホームページ(相続登記手続)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>☎ 03-3359-4171</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル) <b>☎ 0120-13-7832</b> (平日10時~16時、年末年始・お盆期間を除く)</p>	
<p>土地家屋調査士</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本土地家屋調査士会連合会の ホームページ(表示に関する登記)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>☎ 03-3292-0050</b></p>	
<p>税理士</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本税理士会連合会の ホームページ(相続税など)</p> <p><input type="checkbox"/> <b>☎ 03-5435-0931</b></p>	
<p>行政書士</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本行政書士会連合会の ホームページ</p> <p><input type="checkbox"/> <b>☎ 03-6435-7330</b></p>	

# 相続不動産でのお困りごとは、 安心してお気軽にご相談ください。

当社の事業：不動産賃貸・売買・管理・リフォーム、借地の相談・  
相続の相談・建替・一括借り上げ等不動産のプロがサポートします。

当社紹介の税理士・弁護士・司法書士との連携も可能です。

※各種事業社と提携し対応しております。

足立区で地域密着型の不動産会社です！相続のお悩みご相談ください。



**山一管理センター  
株式会社**

〒121-0815 東京都足立区島根3-8-1

**TEL 03-6807-2911**

国土交通大臣 (5) 第6396号

公式ホームページは  
こちらから！



# 相続手続をフルサポート

相続に関する手続や必要書類の身近な相談窓口です。

遺産分割  
協議書

金融機関等の  
相続手続

法定相続情報  
一覧図

提携している**司法書士、税理士、弁護士、  
宅地建物取引業者、不用品回収業者等と  
連携し、相続についてのすべてをお手伝い  
します。**

**行政書士ナライ事務所**

東京都行政書士会足立支部  
行政書士 奈良井 達  
行政書士登録番号：第13081996号



**03-5681-3562** 足立区弘道一丁目30番3号 (五反野駅徒歩7分)  
営業時間 10:00 ~ 18:00 (日・祝定休)

<https://narai-office.com>

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

# 後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方
- ・お墓の種類と費用相場
- ・お墓購入の流れ
- ・購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せでも  
もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～

通話料無料

電話で資料請求

**0120-626-213**

いいお墓お客様センター 受付時間:9時～16時(年中無休)

24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索

※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。  
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
東証プライム上場 証券コード:6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階  
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

# 法律・登記・税金の問題をワンストップ解決

東京本店とも連携し、TLEOグループに所属する  
 弁護士・税理士・司法書士・行政書士等が力を合わせて解決いたします

## 遺産分割

遺産分割協議をどう進めていいかわからない、遺産の分け方で揉めている、  
 数次相続になり困っている、自分が遺産を貰えない遺言書が見つかった、  
 預貯金が不正に引き出された、生前に贈与を受けた者がいるが私は貰っていない 等

## 相続登記・ 相続税申告

義務化された相続登記、遺産分割後の登記、放置されてきた過去の登記 等  
 相続税の税務申告書作成、事業承継コンサルティング、将来の相続税シミュレーション、  
 税務署との交渉代行 等

50年を超える信頼と実績で皆様をお支えいたします

- 遺産分割 ● 共有物分割 ● 遺留分侵害額請求 ● 遺言書確認・検認 ● 遺産調査 ● 相続人調査
- 事業承継 ● 不動産売却に関する相談 ● 相続放棄 ● 各種相続手続代行 ● 相続登記 ● 相続税申告 等



弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所千住支店

☎03-5284-7691

<https://www.t-leo.com/branch/senju/>

東京弁護士会 支店代表弁護士 山内 裕喜  
 〒120-0036 東京都足立区千住仲町41番1号  
 大樹生命北千住ビル7階（北千住駅徒歩3分）

初回1時間  
 相談無料(原則)



地域に根差して55年超、不動産のプロにお任せください。

# 相続不動産・空き家のご相談はポラスへ。

足立区内に  
**5**店舗展開

**無料** ご相談・不動産査定

**買取強化中** 早期買取・現状買取  
 手数料0円で買取します

※条件によりましては買取できない場合もございます。  
 担当までお気軽にご相談ください。

住まい価値創造企業

**POLUS**  
 ポラスグループ

▼WEB相談はこちら▼



株式会社中央住宅 ポラス住まいの情報館

- 宅建業 国土交通大臣(13)第2401号 ■建設業 国土交通大臣許可(特-3)第8156号
- (公社)全国宅地建物取引業保証協会会員 ■(公社)東京都宅地建物取引業協会会員
- (一社)全国住宅産業協会会員 ■(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

[広告主] 綾瀬営業所 〒120-0005 東京都足立区綾瀬3丁目16-8 TEL.03-5697-5011



\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ  
つけて欲しい

檀家にはいっていないが  
ちゃんとしたお坊さん  
にお経をあげて欲しい

近くに  
お寺がない

法事をすべき立場になったが  
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施  
お車代などのお金のことが不安

# 寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

## いのお坊さん

法事・法要の  
お手配総額

# 4.5

万円～

## 決まった金額だから安心！

# 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



株式会社エストワークなら、室内のお片付けから建物解体や売却まで**ワンストップサービス**にて対応できます！

無料相談・無料査定

室内のお片付け

不動産の管理・賃貸化

リノベーション工事

リノベーション工事は、専門の協力会社と提携して行っております。

建物解体工事

不動産の売却・買取り

相続不動産でお困りな方はお気軽にご連絡ください

関東県内  
積極買取中

お客様ひとりひとりにあった**最適なプラン**をご提案！  
**経験豊富**な**専門資格保有者**が対応いたします！



株式会社エストワーク ☎03-5851-9767

〒121-0064 東京都足立区保木間四丁目48番12

宅地建物取引業 東京都知事(2)第101512号  
解体工事業 東京都知事(登-6)第3686号

HPはこちら



# 上川司法書士法人・上川行政書士事務所

 **相続・遺言・生前対策の無料相談受付中!**  
初回無料相談 相続の専門家が対応 土日祝も相談可能

地元北千住で創業 20 年の実績

北千住・足立区で  
相続・遺言に関する  
ご相談は当事務所まで



上川司法書士法人・上川行政書士事務所

〒120-0034

東京都足立区千住2-18 為静ビル502

【北千住駅より徒歩5分!】

**TEL. 0120-509-120**

<https://kitasenju-souzoku.com/>

営業時間：9:00~18:00

(土日祝・営業時間外のご希望の場合は要相談)

北千住遺産相続・遺言センター

運営：上川司法書士法人・上川行政書士事務所

上川司法書士法人 代表 司法書士・行政書士 上川 信之

(東京司法書士会・東京都行政書士会所属)



- 相続人調査
- 相続手続代行
- 相続登記
- 遺言書作成サポート
- 相続財産調査
- 生前贈与サポート
- 遺産分割協議書作成サポート
- 家族信託



はじまりからおわりまで。

**相続**のすべて、あなたと一緒に歩む。

足立相続  
まるごと  
支援センター  
へお声がけください。

相続専門税理士が30年以上の経験から寄り添ったご提案をあなたへ

質の高いサービスと料金の透明性

**22万円**(税込)～

すべて事前にご説明し、不透明なご請求はなく、  
ご安心いただいております。

専門家ワンストップ・安心のフルサポート

相続税の申告・税務相談  
不動産の登記・名義変更  
相続トラブル・遺留分のご相談  
不動産の査定・売却・活用サポート他  
空き家・老朽住宅の解体工事  
遺品整理・家財整理・清掃

※各種業務は提携事業者と連携して行っております



代表税理士  
小澤 幸二郎

ご挨拶

相続は相続税申告だけではありません。納税や遺産分割の資金準備に伴う不動産売却、登記などの不慣れな手続き、遺品整理など、ご遺族のご負担は少なくありません。自ら専門業者を探し回るのは大きな労力です。私たち税理士法人アウルは、多くの相続対応経験に加え、最新の税法改正や相続税調査の裁判事例も常に収集し、対策を続けています。弁護士・司法書士・不動産会社など専門家がワンチームとなり、窓口ひとつで完結できる体制を整えています。

相続のご相談 **初回無料**

運営団体

**税理士法人アウル**

本社 〒170-0013  
東京都豊島区東池袋4-26-13東栄ビル2F

<https://owlkaikai.com/>  
E-mail: owl.soumu@owl-kaikei.com  
東京税理士会 豊島支部

いつでもお気軽にご相談ください

☎ 0120-327-321  
FAX 050-3142-9608

初回お問い合わせは土日祝もお受けしております。



# 不動産についてのお悩み、 まずはご相談ください

無料  
不動産査定

相続不動産  
のご相談

空き家・空き地  
のご相談

あ  
お  
困  
り  
ま  
せ  
ん  
は  
か  
？

売却して  
即現金化したい

空き家になるので  
売りたい

残置物を  
そのまま  
買取してほしい

相続登記を  
していないけど  
売りたい

きっとお役に立てることがあると思います。  
司法書士・税理士・残置物撤去、建物解体など連携しております。

あの人に、頼んでよかった。

野村の仲介 **+**  
PLUS

野村不動産ソリューションズ株式会社  
北千住センター

【営業時間】10:00～18:00 【定休日】火曜日・水曜日

東京都足立区千住中居町18-12 オカバツインタワービルウエスト2F

<https://www.nomura-solutions.co.jp/>

お気軽に  
お問い合わせください

☎0120-992-450

公式ホームページ  
売却査定はこちらから!!



宅地建物取引業者免許 国土交通大臣(6)第6101号/金融商品取引業者登録【第二種金融商品取引業】関東財務局長(金商)第3234号  
銀行代理業許可 関東財務局長(銀代)第449号/不動産鑑定業者登録 東京都知事登録(1)第2822号/一級建築士事務所登録 東京都知事登録 第64821号

発 行 足立区戸籍住民課  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 2026年4月

※本冊子は、広告主が広告を掲載のうえ、足立区に寄贈されたものを使用しております。